

事件の終結	保管(保存)期間中の取扱い			保管(保存)期間満了後		
裁判の確定	保管管理 ルール	<ul style="list-style-type: none"> 刑事確定訴訟記録法, 同施行規則 記録事務規程 	原則	廃棄		
	保管場所	<ul style="list-style-type: none"> 第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁 				
	保管期間	<ul style="list-style-type: none"> 裁判書 言い渡された刑の種別及び刑期等により3年~100年 延長可能 裁判書以外の保管記録 言い渡された刑の種別及び刑期等により3年~50年 延長可能 	再審の手続のため保存の必要 があると認めるとき	再審保存記録 再審請求をした者等は, 原則として閲覧可 その他, 学術研究等の必要がある場合, 検察官の裁量で閲覧可		
	閲覧 ・ 謄写	<ul style="list-style-type: none"> 原則として何人でも閲覧可(刑事訴訟法第53条) 閲覧制限事由あり 不服申立て手続あり 	刑事法制及び犯罪に関する調 査研究等の重要な参考資料と 認めるとき	<table border="1"> <tr> <td>刑事参考記録 学術研究等の必要がある場合, 検察官の裁量で閲覧可</td> <td>刑事参考不提出記録 閲覧の対象とならない</td> </tr> </table>	刑事参考記録 学術研究等の必要がある場合, 検察官の裁量で閲覧可	刑事参考不提出記録 閲覧の対象とならない
	刑事参考記録 学術研究等の必要がある場合, 検察官の裁量で閲覧可	刑事参考不提出記録 閲覧の対象とならない				
保管体制	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所からの記録の受領, 捜査・公判の用に供するた めの記録の貸借, 廃棄目録の作成, 再審保存記録及び 刑事参考記録等に至るまで, システムで一元管理 専用倉庫で厳重に管理し, 空調等にも配慮 	保管検察官が特に必要がある と認めるとき	特別処分 原則として閲覧不可			
不起訴処分	保存管理 ルール	<ul style="list-style-type: none"> 記録事務規程 	原則	廃棄		
	保存場所	<ul style="list-style-type: none"> 不起訴の裁定をした検察官が所属する検察庁 				
	保存期間	<ul style="list-style-type: none"> 法定刑等により1年~25年 延長可能 	刑事法制及び犯罪に関する調 査研究等の重要な参考資料と 認めるとき	刑事参考不起訴記録 閲覧の対象とならない		
	閲覧 ・ 謄写	<ul style="list-style-type: none"> 原則として閲覧不可(刑事訴訟法第47条) 被害者等については一部例外あり 	検察官が特に必要があると認 めるとき	特別処分 原則として閲覧不可		
	保存体制	<ul style="list-style-type: none"> 捜査・公判の用に供するための記録の貸借, 廃棄目録 の作成, 刑事参考不起訴記録等に至るまで, システムで 一元管理 専用倉庫で厳重に管理し, 空調等にも配慮 				